

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 公立学校における臨時休業の状況、学校再開に向けた取組

#### 県立学校

##### （1）臨時休業の要請・延長（前回定例会での報告事項）

区 分	高等学校・中学校	特別支援学校 ※1
文部科学省からの要請等（2/28, 3/1 通知発出）	3月2日（月）～ 3月24日（火）	3月2日, 3日又は4日～ 3月24日（火）
春休み明け（児童生徒の安全を考慮）（4/6 通知発出）	春休み明け～4月14日（火）	春休み明け～4月19日（日）
臨時休業の延長（本県医療体制のフェーズ変更, 専門家の助言）（4/13 通知発出）	引き続き5月6日（水）まで ※2	

※1 特別支援学校は、児童生徒の居場所確保のため、希望者は登校可。

※2 4月25日から5月6日までは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による知事からの休業要請に基づく、学校施設の使用停止。

##### （2）臨時休業の延長（4/29 通知発出）

県立学校の臨時休業を5月10日（日）まで延長する。  
（特別支援学校については、児童生徒の居場所確保のため、希望者は登校可）

以下の理由及び専門家の助言を踏まえ、臨時休業を延長する旨を通知した。

- ・ 学校再開等については、国の緊急事態宣言の動向や知事からの要請内容に加え、県内や首都圏等における感染状況を踏まえ判断する必要があること。
- ・ これらの判断について、学校や保護者等に対し、直前の決定・通知となることを避ける必要があること。

##### （3）臨時休業の延長（5/5 通知発出）

- ・ 県立学校の臨時休業を5月31日（日）まで延長する。
- ・ 休業期間内において、感染リスクの低い学校教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていく。
- ・ 市町村教育委員会に対して、同様の対応を依頼し、地域の感染状況によって5月31日（日）以前に学校を再開する場合であっても、感染リスクを抑えるための事前の十分な検討を依頼する。

5月4日に国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたが、5月5日に知事は学校施設等の使用停止要請を5月6日で終了するとした。ただし、以下の理由及び専門家の助言を踏まえ、臨時休業を延長する旨を通知した。

- ・ 学校については、臨時休業が長期化する中、児童生徒の教育機会を最大限に保障する観点から、学校再開を目指していくことが必要な時期に至っており、国の基本的対処方針でも、学校等の取扱いについて、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。」こととされたこと。
- ・ 一方、学校においては、登下校や一部の学習活動等において「三つの密」になりやすい環境であり慎重な対応が求められ、学校再開に向けて十分な準備期間が必要であること。

#### イ 臨時休業中の取組

- ・ 児童生徒の居場所の確保
- ・ 児童生徒の心身の状況把握と家庭学習のための支援

#### ロ 学校再開に向けた取組

- ・ 臨時休業中の登校日設定
- ・ 感染防止対策の徹底
- ・ 児童生徒の健康と生活リズムの維持

#### (4) 学校の再開(5/15 通知発出)

- ・ 県立学校を6月1日(月)から再開することとし、同日から通常授業ができるよう準備を進める。
- ・ 市町村教育委員会に対しては、学校再開に向け、県案を参考として示す。なお、準備が整ったこと等により6月1日(月)より前に学校を再開する場合においても、十分な感染症対策を講じるよう依頼する。

本県の緊急事態宣言の解除(5月14日)を受け、学校再開に向けた具体的な取組について通知した。

#### ①学校再開に向けた取組等

項目	期間	取組	備考
学校再開に向けた準備	5/11(月) ～5/15(金)	・ 5/18(月)以降の対応準備 ・ 準備が整った学校における1人あたり週1回登校	・ これまでの学習課題の対応 ・ 登校日における感染予防対策準備 ・ 分散登校等の体制整備 など
	5/18(月) ～5/22(金)	1人あたり週1回程度登校	・ 校内滞在時間は3時間程度で、時差登校・分散登校を基本 ・ 学習課題を回収・評価 ・ 学校再開後における感染防止対策の精査 ・ 児童生徒への感染症教育実施
	5/25(月) ～5/29(金)	1人あたり複数回登校	※登校回数や登校日の内容については、各校が適宜調整する。
学校再開	6/1(月)～	通常授業	※当面の間、各学校の実情に応じて、時差登校等の対応を工夫する。

※ 特別支援学校においては、指導の際に接触が必要となる児童生徒や重篤化する基礎疾患を持つ児童生徒が多いこと等を踏まえ、学校再開に向けた準備や学校再開後の取組を一層慎重に進める。

#### ②学校における感染症予防対策等

- ・ 感染症対策について(学校にウイルスを持ち込まない、感染予防の徹底)
- ・ 活動時の感染症予防対策について(登下校時、授業時、休み時間、昼食、給食、清掃)
- ・ 特別支援学校の課題への対応について(指導時やスクールバス乗車時の感染予防対策、基礎疾患を持つ児童生徒への対応、寄宿舎の運営)

#### ③児童生徒や教職員が感染した場合等の対応

- ・ 必要な情報の収集・整理を行うとともに、学校長からの報告をもとに、衛生部局と相談の上、学級閉鎖や学年閉鎖について、その期間も含め決定する。
- ・ 感染が疑われる職員に対しては自宅待機を命じる等の適切な対応を行う。また、感染が疑われる児童生徒が発生した場合には、出席を停止させることができるので、保護者と相談の上で、感染予防を優先に対応する。

- ・ 保護者が感染リスク等について不安を感じ、児童生徒の欠席を希望した場合、公認欠席として扱う。

#### ④年間指導計画の再検討

- ・ 臨時休業が長期に渡ったことから、児童生徒の「学びの保障」について考えることが必要。
- ・ 長期休業の短縮、土曜日の授業などによる指導時間の確保と、学校行事の精選、指導内容の精選などによる指導内容の縮減、さらに、時間割の工夫や一部の単元・領域を家庭学習と課す等の指導上の工夫により対応することが考えられる。 等

#### ⑤部活動

- ・ 学校再開後は、感染拡大防止策を徹底した上で実施することとする。 等

## 市町村立学校

- ・ 文部科学省からの臨時休業の要請(2月28日)以降、市町村教育委員会に対し、臨時休業に関する要請・協力依頼を通知した。
- ・ 本県の緊急事態宣言の解除(5月14日)を受け、5月15日に、学校再開の準備が整ったこと等の理由から6月1日(月)より前に再開する場合においても、十分な感染症対策を講じるよう依頼した。

#### 【学校再開の状況】

(5/19 現在)

学校再開日	市町村数	内 訳
5月11日(月)	1町	七ヶ宿町
5月21日(木)	1市	栗原市
5月25日(月)	5市町	白石市, 登米市, 東松島市, 色麻町, 加美町
6月1日(月)	27市町村	(上記以外の市町村)

## 2 県社会教育施設・県有体育施設における休止・再開状況

- 令和2年2月25日付け国の基本方針等に基づき、一部施設を休止としていたが、「県施設の休止についての基本方針（R2.4.9）」により、感染拡大防止の観点から、全施設を休止とした。
- 本県の緊急事態宣言解除（5月14日）を受け、5月15日付けで県の基本方針が更新され、屋内施設、屋外施設（運動施設、遊具等）ともに、準備が整ったものから順次再開とされた。
- 県社会教育施設・県有体育施設については、既に一部で再開しているが、残りの施設についても準備が整い次第、順次再開していくこととしている。

施設	対応内容
県立自然の家（松島・蔵王・志津川）	2月29日（土）～ 教育事業の中止及び団体受入を停止 4月10日（金）～ 全館休止
宮城県図書館	3月3日（火）～ 館内利用サービスの一部を休止（一般図書等の貸出・返却は継続） 4月18日（土）～ 全館休止 <u>5月12日（火）から再開（下記実施サービスに限定）</u> ○実施サービス （1）資料の貸出・返却 1階音と映像のフロア，2階子ども図書室，3階一般図書の資料のみ貸出 （2）来館を伴わないサービス イ FAX，メールによるレファレンスサービス（調査相談） ロ 蔵書資料に関するお問い合わせ ハ 郵送による複写サービス ニ 宮城県図書館ホームページ内マイページからの蔵書検索及び貸出予約 ホ 障がいをお持ちの方への郵送による資料貸出
宮城県美術館	2月29日（土）～ 造形遊戯室の利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止 <u>5月18日（月）から再開（造形遊戯室等，一部施設は利用休止）</u>
東北歴史博物館	3月3日（火）～ 映像展示室，こども歴史館，図書情報室の利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止 <u>5月19日（火）から再開（こども歴史館等，一部施設は利用休止）</u>
県有体育施設	○宮城県総合運動公園（宮城県サッカー場を含む） 3月3日（火）～ トレーニングルーム，プレイルーム，スタジオの利用を休止 3月12日（木）～ 採暖室の利用を休止 4月10日（金）～ スポーツ施設の利用休止（公園隣接の駐車場のみ利用可） <u>5月18日（月）から再開（テニスコート，サッカー場）</u> ○宮城野原公園総合運動場 3月12日（木）～ クラブハウスの利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止 ○宮城県仙南総合プール 3月3日（火）～ トレーニング室，スタジオの利用を休止 3月12日（木）～ 採暖室の利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止 ○宮城県長沼ボート場 3月3日（火）～ トレーニング室の利用を休止 4月9日（木）～ 全館休止 <u>5月18日（月）から再開（ボートコース）</u> ○宮城県第二総合運動場 4月10日（金）～ 全館休止 <u>5月18日（月）から再開（クライミングウォール）</u> ○宮城県ライフル射撃場 4月8日（水）～ 全館休止